

1. 事業所の概要

事業所名	四万十市社会福祉協議会 訪問入浴事業所
所在地	高知県四万十市右山五月町8番3号
事業者登録番号	3980700029
代表者名	会 長 大林 郁男
電話番号	0880-35-3011
サービス提供地域	四万十市全域

2. 事業所の職員体制

職 種	員数	勤 務 体 制
管理者	1名	社会福祉協議会事務局長(兼務)
看護師	1名	職員1名
介護員	2名	パート職員2名以上

3. サービスの内容

- (1) 基準該当訪問入浴介護は、利用者の居宅（自宅）を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。
- (2) 実施日により、やむを得ない事由が生じた場合には双方の協議により日程を決め、基準該当訪問入浴介護を提供します。

4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、土・日・祝日、12月29日から1月3日までは休業としますが、必要がある場合には、この限りではありません。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、必要がある場合は、この限りではありません。

5. 利用料

- (1) 利用者の方からいただく利用料金（処遇改善加算分含む）は、次のとおりです。ただし、介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が介護保険制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。

サービス内容	利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)
入浴(看護職員1名・介護職員2名)	1,333円	2,666円	3,999円
清拭(看護職員1名・介護職員2名)	1,199円	2,398円	3,598円
入浴(介護職員3名の場合)	1,267円	2,534円	3,800円
清拭(介護職員3名の場合)	1,140円	2,281円	3,421円

※ 利用料については、現物給付の場合の表記にとどめています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、

いったん利用者が基本利用料を支払い、その後市に対して保険給付分を請求することができます。

- (2) 交通費について、四万十市にお住まいの方は無料です。
- (3) 利用者の方からいただく利用料金は、双方協議のうえ現金にてお支払いいただきますので、よろしくお願ひします。お支払い方法については下記のとおりとします。

1	毎 回
2	月払の場合、サービス提供月の翌月

6. キャンセル

- (1) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用日の前日までに、次の連絡先までご連絡ください。
連絡先 四万十市社会福祉協議会（電話）：0880-34-3636
- (2) ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。キャンセル料については、不要です。

7. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

四万十市社会福祉協議会内 利用者相談窓口	電話番号	0880-35-3011（代）
	F A X 番号	0880-35-5241
	相談員	山 本 博 昭
	対応時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

四万十市役所内 高齢者支援課	所在地	四万十市中村大橋通 4-10
	電話番号	0880-34-1111（代）
	対応時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険 団体連合会	所在地	高知市丸ノ内 2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	対応時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

8. 緊急時の対応

訪問入浴介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡、救急車の要請等の必要な措置を行います。

9. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する訪問入浴介護の提供により、事故が発生した場合、当該利用者の家族、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業所

等に連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を行います。また、事故の状況及事故に際して採った対応、処置等について記録をします。

- (2) 利用者に対する訪問入浴介護提供により賠償すべき事故が発生した場合は賠償（本会が加入している保険の範囲）を速やかに行います。（ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。）

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を行います。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催し、その結果を看護職員等に周知徹底を図ります。
(2) 虐待防止のための指針を整備しています。
(3) 事業所内において、看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を
定期的実施します。
(4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	福祉サービス係：チーフ 田口 晋平
-------------	-------------------

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している
家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見し
た場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 感染症予防、まん延防止の対策

事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように
次の措置を講ずる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための検討委員会
をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を看護職員
等に周知徹底を図る。
(2) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための指針の整
備。
(3) 事業所は、看護職員等に対し、感染症の予防又はまん延防止のため
の研修及び訓練を定期的実施する。

12. 事業継続計画の策定等

事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する基準該
当訪問入浴の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早
期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、
その計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 事業所は、看護職員等に対し業務継続計画について周知するととも
に必要研修及び訓練を実施する他、必要に応じて見直しや変更を
行う。

13. その他

看護職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただ
きます。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

基準該当訪問入浴介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 四万十市右山五月町8番3号

事業者名 四万十市社会福祉協議会
訪問入浴事業所

説明者 印

基準該当訪問入浴介護契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印